

社団法人子ども情報研究センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人子ども情報研究センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府大阪市港区波除4丁目1番37号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大阪府の区域内において、子どもの保育及び教育に関する調査、研究並びに啓発活動を行うことにより、その理論の確立及び技術の進歩を図り、もって子どもの成長発達の保障に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子どもの保育及び教育に関する各種の調査研究
- (2) 子どもの保育及び教育に関する資料の収集、保存及び紹介
- (3) 機関誌並びに子どもの保育及び教育に関する図書の編集刊行
- (4) 子どもの保育及び教育に関する研修会並びに講演会の開催
- (5) 子どもの保育及び教育に関する地域ネットワーク
- (6) 子どもの保育及び教育に関する国際交流
- (7) 前6号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人

(入会)

第6条 正会員及び賛助会員として入会しようとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとみなす。

- (1) 禁治産若しくは準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は法人である会員が解散したとき。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び選任)

第11条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

(1) 理事長 1人

(2) 副理事長 2人

(3) 理事 9人(理事長及び副理事長を含む)

(4) 監事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 理事長、副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

5 理事のいずれか1名とその親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。

6 監事は相互に親族その他の特別の関係にある者であってはならない。

(職務)

第12条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務を執行する。

4 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第14条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び総会において総理事及び総正会員の各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬等)

第 15 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 16 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 17 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 18 条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第 19 条 通常総会は、毎年 5 月及び 3 月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 監事が民法第 59 条第 4 号の規定により招集したとき。

(招集)

第 20 条 総会は、理事長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 21 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第 22 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会議決又は承認事項)

第 23 条 次の事項は、通常総会に提出してその議決又は承認を受けなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 財産目録及び貸借対照表

(4) その他理事会において必要と認めた事項

(議決)

第 24 条 総会の議事は、この定款で別に定めるもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否半数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 25 条 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決事項の通知)

第 26 条 総会の議事の要項及び議決した事項は、全会員に通知する。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 出席した正会員の数及び氏名（書面表決者及び表決委任者については、その旨を付ること。）

(4) 審議事項及び議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が、議長と共に署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 29 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 30 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事数の 3 分の 1 以上の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長があたる。

(定足数等)

第 33 条 第 24 条から第 27 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、第 24 条から第 27 条までの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」又は「全会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。なお、理事会は、総理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

第7章 資産、会計

(資産の構成)

第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第35条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(資産の管理)

第36条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金とする等安全確実な方法により、理事長が管理する。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、大阪府知事及び大阪府教育委員会（以下「主務官庁」という。）の承認を受けて、その一部に限りこれらの処分をすることができる。

(経費の支弁)

第38条 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務官庁に届け出なければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第41条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付け、理事会の議決及び総会の承認を受けて、毎会計年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。

2 この法人の収支計算に余剰金があるときは、理事会の議決及び総会の承認を受けて、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第 42 条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 第 37 条ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を受けなければならない。

第 44 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 46 条 事務所には次に掲げる書類及び帳簿を常に備えておかねばならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の移動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) その他必要な帳簿及び書類

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 47 条 この定款は、総会において総正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 48 条 この法人は、民法第 68 条第 1 項 2 号から第 4 号まで及び第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、総正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、主務官庁の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 49 条 この法人の解散後の残余財産は、総正会員の 4 分の 3 以上の議決を経て、主務官庁の許可を得、この法人と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるもののほか、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

付 則

- 1 この定款は、主務官庁の認可のあった日から施行する。
- 2 この法人の設立年度の事業計画及び収支予算は、第35条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の会計年度は、第38条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和53年3月31日までとする。
- 4 この法人設立当初の理事及び監事は、第13条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

理事（理事長） 井上一成

〃 （副理事長） 山中多美男

〃 井原志津枝

〃 鈴木祥蔵

〃 名村稔男

〃 松村 寛

監事 石原忠一

〃 斎藤信夫

社団法人子ども情報研究センターの現行定款であることを証明します。

社団法人子ども情報研究センター
理事 森山 康浩